

令和4年(2022年)第4回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月26日(火) 午後2時50分から午後3時30分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	7番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤 寿恵	4番	長井 修
	5番	久保 正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋 洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀 修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について
- 第 5 報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第 7 報告第4号 新規就農認定について
- 第 8 報告第5号 農用地利用関係の調整結果について
- 第 9 報告第6号 農地等の使用貸借の解約について
- 第10 報告第7号 農地の権利移動等の状況について
- 第11 報告第8号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第12 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第13 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第14 議案第3号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 高田 伸次

## 8 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年、第4回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

6番 笹塚 成之 君 7番 大野 智美 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第3回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」の件、

日程第5、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、

日程第7、報告第4号「新規就農認定について」の件、

日程第8、報告第5号「農用地利用関係の調整結果について」の件、

日程第9、報告第6号「農地等使用貸借の解約について」の件、

日程第10、報告第7号「農地の権利移動等の状況について」の件、

日程第11、報告第8号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件、8件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

4月の人事異動により、事務局長が中川となりましたのでよろしく願います。農政課長と兼務となります。高田、戸澤は変わりありません。

以上、報告第1号の説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

2件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしています。

要件確認書は、6ページと7ページに添付しております。

以上、報告第2号の説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

所有者、地番、面積等はこちらのとおりです。

議案第1号で審議いただく賃貸借の許可を受けるため解約したものです。

6ヶ月以内に農地を引き渡しがある合意解約で、許可は必要ないため適当であると判断しております。

位置図は、9ページに添付しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

ニセコ町農業担い手育成に関する条例により新規就農資金の貸し付けを受けるため2名の新規就農認定者がいましたので報告します。

氏名等については御覧のとおりです。詳細な新規就農計画は11ページから18ページに添付しております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読・説明】

11月22日に農地利用調整の申し出を受けた案件です。合計7筆で令和4年4月5日に農用地利用調整委員会を開催し対価の支払期限日令和4年7月31日、1,600,000円での調整となっています。10アール当たり62,332円になっておりますが、作付面積が1.6haに10アール当たり100,000円での価格設定となっています。

受け手の支払完了後、公簿が原野・宅地となっている土地の地目変更及び所有権移転登記を囑託で行います。図面は20ページに添付しています。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

【事務局 報告第6号の朗読・説明】

所有者、地番、面積等はこちらのとおりです。

議案第1号で審議いただく賃貸借の許可を受けるため解約したものです。

なお、使用貸借の解約は農地法では制限されておられません。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

事務局

【事務局 報告第7号の朗読・説明】

223haの移動がありましたが、面積については、重複している面積や利用権の再設定もあるため、全てが移動したわけではありません。非農地通知について反映されておりません。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

【事務局 報告第8号の朗読・説明】

所有者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

以前にも説明しましたが、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が鉄道を建設するための鉄道用地を転用する場合は、農地法施行規則第53条第8号の規定により許可不要となっています。図面は、26、27ページに添付しております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第8号を報告済とします。

議 長

日程第12、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

本件については、農地法第3条による権利の設定です。所有者、賃借人へ8年、10年それぞれ賃貸借するものです。金額、面積等をご覧のとおりです。

凶面は、2番は30ページ、賃借する方の家の近く、3番は31ページ所有者の家の隣、1番は32ページ、道道岩内洞爺線からダチョウ牧場に行く道路とのT字路付近の農地の3か所を借りる申請となっています。夫40歳、妻43歳の夫婦で就農を希望しており大野ファームで令和2年4月から2年間研修を受けております。夫は現在自営業でスキーメンテナンスの事業を行っています。

水稻、野菜、じゃがいも、大麦、かぼちゃ、大豆などを作付けする計画であり、やぎや鶏も飼育し、その堆肥を利用しながら無農薬栽培に取り組む計画です。夫婦で営農しますが、友人も1人手伝う予定となっています。農機具も田植機1台、バインダー1台所有、これから導入するものとしてトラクター1台が予定されております。

地域の共同防除活動・水利活動へ参加も予定されています。今後、現在研修受入先も何かあれば指導していくことになっています。

将来的には、奥さんが東京で料理人をしてきた経験を生かしてレストランを建築し自分で作った農産物を提供していきたい計画も考えているようです。

29ページの調査書にあるとおり、全部効率利用、農業従事日数、下限面積、地域調和要件の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

引き続き、地区担当委員であります大野代理より、補足説明をお願いします。

大野代理

【大野代理 補足説明】

7番 大野です。

補足説明をいたします。

該当の新規就農希望者は、夫婦で令和2年4月より農業研修を受けており、現在有島で私の会社が借り受けていた農地で、野菜等を栽培し技術を習得しています。今回借り受け予定の2番、3番の農地は、研修中に使っていた農地であるため、農地の条件は理解しており効率的な継続利用、新規就農には問題がないものと思っております。

また、1番は数年作っておりませんが、まだ使える農地であり私の圃場の隣であり私も見る事ができるので今回の賃貸借によって有効に利用されていく委員のみなさんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第2号については、大橋委員に関する案件が含まれていますので、議案第2号審議中、大橋委員は議事に参加しないでください。

日程第13、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読・説明】

本案については、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が1件、利用権の再設定が1件、合計3件で農用地利用集積計画の総面積は、59,074㎡となっております。

1番は、報告第5号により報告した案件で、金額、面積、支払期限等は先ほど報告したとおりです。

2番は、国営での基盤整備が終了したことにより借り手の経営規模の拡大のため、利用権を新規に設定するもので、期間は5年間、10アールあたり5,000円です。

3番は、利用権の再設定するもので、期間、金額等の変更はありません。

なお、調査書は、36ページから38ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適合しています。位置図は、39ページから41ページに添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

調整委員として、1番は地区担当委員が買受人となる可能性があるため、隣接委員である大野委員を主任として、隣接委員である笹塚委員の2名を指名するものです。

2番は、ご覧の通り地区担当及び隣接委員2名を指名するものです。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもって、令和4年、第4回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため  
ここに署名する。

令和4年4月26日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 6番 笹 塚 成 之

署名委員 7番 大 野 智 美